I 本文

1 目的

本マニュアルは、「群馬県地域災害医療対策指針」及び「群馬県災害時保健医療福祉活動指針」、「館林地域災害医療対策会議設置要綱」を踏まえ、当地域で災害により多数傷病者が発生した場合における災害医療対策に必要な情報の収集及び提供を中心に、関係機関の具体的な対応を定めるものである。

2 定義

本マニュアルでいう災害により多数傷病者が発生した場合とは、地震、風水害、火山 災害等の自然災害や、大規模事故(航空、鉄道、危険物災害等)による人為災害により、 当地域における災害医療の対応能力を超えることが見込まれる状態をいう。

※ 県内で災害救助法が適用される場合など、被害状況により地域として災害対応が必要と判断される場合もこれに準じた対応を取ることとする。

3 災害発生時の伝達

- (1) 館林保健福祉事務所(以下「館林保福」)と各関係機関は、平時より災害時連絡先 (メールアドレス、電話[固定・携帯・衛星電話]・FAX番号等)を共有する。
- (2) 館林保福と各関係機関との間の伝達は**電子メール**を基本とし、被災状況に応じて**電話・衛星携帯電話・FAX**など、各種の伝達手段により臨機応変に行う。
- (3) 館林保福は、被災状況に応じて、病院・市町災害対策本部(健康づくり担当課等) 県館林地方部・避難所等にリエゾン(現地情報連絡員)を派遣し、必要な情報収集 や連絡調整を行う。

4 災害発生時の連絡 (館林保福⇒各関係機関)

管内において災害により多数傷病者が発生した場合、館林保福から各関係機関へは、 以下により伝達する。

- (1) 館林保福は、災害発生及び館林地方部保健福祉班の立ち上げについて、【様式1-1】により、災害拠点病院・病院、有床診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、 栄養士会、各市町に伝達する。
- (2) 館林保福から連絡を受けた医師会、歯科医師会、薬剤師会は、【様式1-2】により下記のとおり伝達する。
 - 7 館林市邑楽郡医師会 → 五師会 (看護協会、柔道整復師会)、無床診療所
 - 亻 館林邑楽歯科医師会 → 歯科医院
 - り 館林邑楽薬剤師会 → 薬局

5 被災状況報告(各関係機関⇒館林保福)

(1) 災害拠点病院·病院

- ア 以下により**広域災害救急医療情報システム(EMIS)**に入力することで、被災状況 を館林保福と共有する。
 - (ア) 災害発生を認知したときは(院内の被害状況を十分に確認できない場合も)速 やかに発災直後情報(最低限の入力項目)の緊急時入力を行う。
 - (イ) その後、院内の被害状況について医療機関情報の詳細入力を行い、状況が変わるごとに更新する。
- イ EMIS が使用できない場合、発災後速やかに【様式2-1】により館林保福あて発 災直後情報を伝達する。また、状況に応じて随時【様式2-2】により医療機関情報を伝達する。

(2) 有床診療所

発災後速やかに【様式2-3】により館林保福あて発災直後情報を伝達する。また、状況に応じて随時【様式2-4】により医療機関情報を伝達する。

(3) 無床診療所

- ア 【様式3-1】により館林市邑楽郡医師会に外来診療の可・不可を伝達する。
- イ 館林市邑楽郡医師会は、【様式4-1】によりとりまとめ、館林保福に報告する。
- ウ 館林市邑楽郡医師会は、回収した【様式3-1】をおって館林保福に持参する。

(4) 歯科診療所

- ア 【様式3-2】により館林邑楽歯科医師会に外来診療の可・不可を伝達する。
- イ 館林市邑楽歯科医師会は、【様式4-2】によりとりまとめ、館林保福に報告する。
- り 館林市邑楽歯科医師会は、回収した【様式3-2】をおって館林保福に持参する。

(5) 薬局

- ア 【様式3-3】により館林邑楽薬剤師会に営業の可・不可を伝達する。
- イ 館林邑楽薬剤師会は、【様式4-3】によりとりまとめ、館林保福に報告する。
- り 館林邑楽薬剤師会は、回収した【様式3-3】をおって館林保福に持参する。

(6) 各市町

- ア 管内に避難所が設置された後、【共通様式1】健康相談票により避難者の健康状態を確認し、記録する。
- イ 避難所・避難者の状況について、速やかに【共通様式2】避難所情報 日報及び 【共通様式3】避難所避難者の状況 日報をとりまとめ、館林保福に報告する。 また、設置日翌日以降も定期的に【共通様式2】及び【共通様式3】により館林 保福に報告する。

6 その他

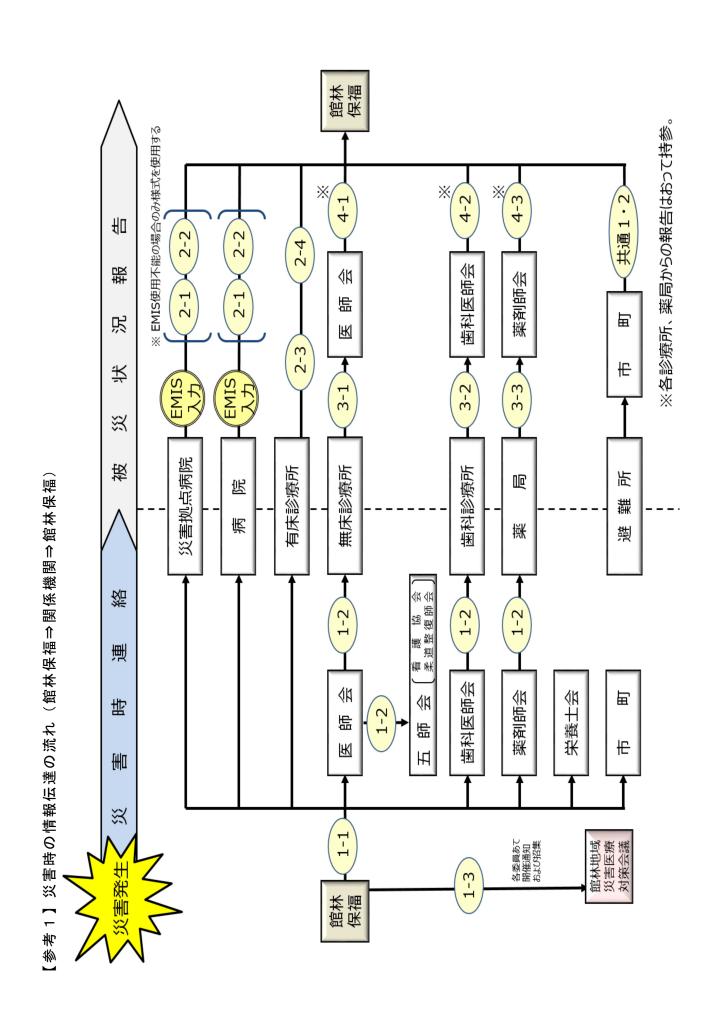
(1) 館林地域災害医療対策会議の開催

館林保福は、災害発生の状況に応じて館林地域災害医療対策会議を開催するときは【様式1-3】により災害時参集委員あて伝達し、招集する。

(2) 参考様式

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(H29.7.5付け厚労省関係局長通知)により、避難所での保健医療活動の記録・報告に用いる共通様式が示されたことから、前述の【共通様式1】~【共通様式3】(H25日本公衆衛生協会・全国保健師長会「大規模災害における保健師の活動マニュアル」準拠)のほか、次の様式を掲載した。

- ア 【共通様式4】災害診療記録(一般診療用) ··· A4サイズ表裏4ページ
 - ※ A3サイズ1枚に両面印刷し、折り込んで使用する。
- イ 【共通様式5】災害診療記録(外傷用)…A4サイズ裏表2ページ
 - ※ A4サイズ1枚に両面印刷し、災害診療記録(一般診療用)に挟んで使用する。
- (3) 群馬県館林地方部各班(館林行政県税事務所・館林土木事務所等)との連携 管内の気象情報及び被災状況、その他の保健医療活動に必要な情報について、館林保 福と随時、情報交換を行い、連携する。
- (4) 館林地区消防組合消防本部・警察(館林警察署・大泉警察署)との連携 管内の保健医療活動に必要な情報について、館林保福と随時、情報交換を行い、連携 する。



【参考2】各災害サイクルにおける関係機関の役割の概要

	急性期	—————————————————————————————————————	慢性期
機関の名称	発災直後~48時間程度	発災後48時間~1週間程度	発災1週間程度~ 通常の医療体制に復帰するま で
始牡丹佛行礼事欢示	○医療支援に必要な情報の収集・整○地域災害医療コーディネーターへ○県医務課へ医療チーム派遣要請○関係機関からの支援要請への対応	整理•提供 今狀況報告 応	
耳 你 体 悔 怕 仁 事 纷 刀	○必要に応じて館林地域災害医療対策会議を開催○医療チーム	対策会議を開催 ○医療チーム派遣先の調整	○医療チーム撤収の時期決定○地域における医療の確保
地域災害医療コーディットを	○被災状況、医療ニーズの把握○医療チーム派遣の判断○県災害医療コーディネーターとの調整○傷病者搬送先の調整	り調整	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		〇医療チーム派遣先の調整	○医療チーム撤収の時期決定○地域における医療の確保
市 町	○避難所の開設、運営○避難者の状況把握○館林保健福祉事務所と協力し医療	設、運営 況把握 祉事務所と協力し医療機関等の被災状況等について情報収集	収集
館林警察署)	○災害活動時等に得た情報につ	〇災害活動時等に得た情報について館林保健福祉事務所に提供
館林地区消防組合 災害拠点病院	○災害活動、傷病者の搬送○中等症、重症患者の受け入れ、浴	○災害活動時等に得た情報につ 治療	○災害活動時等に得た情報について館林保健福祉事務所に提供
病院(災害拠点病院を除く) 有床診療所・無床診療所	○軽症、中等症患者の受け入れ、消	治療	
館林市邑楽郡医師会	○軽症患者の受け入れ、治療	○避難所等で傷病者の診察・治療	
館林邑楽薬剤師会	○医療機関へ薬剤提供	〇避難所等で服薬指導、薬剤管理、	調剤業務
館林邑楽歯科医師会 館林邑楽柔道整復師会	○避難所等で歯科診療・口腔ケア指導 {○}	 	1411
岳本也米米后制液旱丸			

【参考3】地域災害医療コーディネーター及び地域災害拠点病院(H31.4.1現在)

(1) 館林地域 地域災害医療コーディネーター

所 属	氏 名
公立館林厚生病院	松本 正弘 医師
海宝病院	海宝 雄人 医師

(2) 館林地域 地域災害拠点病院

病院名	所在地
公立館林厚生病院	館林市成島町262-1